

令和7年度・長久保公園（都市緑化植物園）及び遠藤笹窪谷公園の指定管理者の公募に係る質問・回答について

該当箇所	質 問	回 答
募集要項 P8 9-(1)	募集要項における「9 特記事項（１）」について、引っ越し費用等は計上すべきかをご教示頂きたい。	リスク分担表（募集要項P18）に記載のとおり、「みどりの相談所の建替え並びに建替えに伴う引越し及び什器購入等に関する費用」は藤沢市の負担としています。ただし、「上記のうち、事業の効率性等のために、指定管理者が主体的に行う備品購入等に関する費用」については、指定管理者の負担としているため、必要に応じて計上してください。
募集要項 P8 9-(4)	募集要項における「9 特記事項（４）」について、現時点で想定しておられる内容や導入時期をご教示頂きたい。	現時点で想定しているものは本募集要項に記載の施設となりますが、具体的な導入時期は決まっています。
募集要項 P8 9-(6)	P-PFIについて、「第４次藤沢市公共施設再整備プラン」には下記※１のとおり記載がありますが、募集要項には下記※２のとおり記載があります。今回募集の指定管理期間中に導入の可能性が皆無でない場合、どれくらいの猶予をもって指定管理者との協議を開始予定か。また、スタッフの雇用に関わる施設の場合、雇用の確保への配慮はあるか。 ※１： 第４次藤沢市公共施設再整備プラン P59 民間事業者の投資規模などを考慮すると、魅力的な民間収益施設の事業展開は現時点では困難であると判断し、みどりの相談所の建替えや指定管理者の公募のタイミングなどを見据え、指定管理者による事業展開を中心に検討を進めていくもの ※２： 「9 特記事項（６）」 公民連携（Park-PFI）等に取り組んでいくこととなった場合、指定管理者は本取組に協力するものとなります。この場合、指定管理区域等に変更が生じる場合があります。	令和6年度に実施した「長久保公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査（詳細は下記ホームページをご参照ください。）」において、調査時点ではP-PFIによるカフェ等の事業展開は困難であると判断しましたが、公募時点では想定できない制度改正等を踏まえた可能性の１つとして位置づけているものです。 また、本市のP-PFIの事例（鵠沼海浜公園）では、サウンディング型市場調査（令和元年度）からリニューアルオープン（令和6年度）まで数年間かかった実績があるため、仮にP-PFIを進めることとなった場合も一定の猶予をもって様々な調整が行えるものと考えますが、スタッフの雇用の確保への配慮は行いません。 ◆長久保公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査について（藤沢市ホームページ） https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/midori/kyoiku/leisure/koen/fujisawashi/nagakubo/sounding.html
仕様書 P4 4-(1)-⑥	仕様書４（１）⑥について、他施設における具体的前例か、想定されているケースがあれば、ご教示頂きたい。	本市において、他施設における事例などは把握していません。本仕様書に記載のとおり、公園緑地分野等に関わるきっかけづくりなどの取組の１つとして、公園管理に関する軽作業などを想定しているものです。

以 下 余 白